

## 防疫に係る上陸拒否の運用に関する一考察

田 中 幸 輔

### はじめに

新型コロナウイルス（covid-19）は、世界中に病死や貧困を引き起こしている。そして、海外で発生した様々な変異株が国内で発見されている。すなわち、断続的にウイルスが海外から流入し続けている。

国際法上、どのような外国人の入国（上陸）を許すかは、原則として国家の自由裁量である。出入国管理の基本法である出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）には、「前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」を上陸拒否できる旨の規定（第5条第1項第14号。以下「5-1-14」と表す。また、同項は上陸拒否事由を列挙しているが、14号以外についても同様に表記する。）があるが、今般の感染拡大を防止するために同規定が用いられ、一定の外国人の上陸が拒否された。

「5-1-14」は、感染症の流入を防止することを想定した規定ではなく、「行為を行うおそれ」を要件として定めている。しかし、感染しているかどうか何らの所見のない外国人の上陸拒否が同規定の運用により行われた。このことは、一般国民の理解や立法意思とかい離したものであると考えられる。

筆者は、出入国管理の自由裁量や国益を追求する運用を否定しないが、その運用は公正であるべきと考える。その立場から、今般の運用を問題なしとはしない。そして、本稿において、国益に合致する形で運用されるためにどのようにするのがよいか検討する。

なお、本論文における意見は、全て筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織とは一切関係がないことを申し添える。

## 1 問題の所在

2019年12月以降、中国湖北省武漢市において原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告され、その後、肺炎の原因は新型コロナウイルス（covid-19）と特定された。

日本政府は、2020年1月31日、翌2月1日から、中国湖北省発給の旅券所持者及び上陸許可申請前14日以内に同所に滞在歴のある者につき、「5-1-14」を適用する旨の閣議決定を行い、同号適用の条件変更は閣議決定によって行うとした<sup>1</sup>。

2020年1月16日に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が観測され、同月28日には最初の海外渡航歴のない患者が確認された。その後、感染は拡大し、2021年3月7日時点で累計44万693人の感染者及び8,276人の死者（いずれもダイヤモンド・プリンセス号を含む。）が発生した<sup>2</sup>。

幕末の開国以後、日本では、幾度も海外から新たな病原体が持ち込まれて甚大な被害を被ってきた経緯がある。入国管理に関しても、戦前から、感染症患者の上陸禁止規定があった上、戦後も、MERSやエボラ出血熱等の新興感染症に位置づけられる感染症への対応が行われてきた<sup>3</sup>。

戦後の出入国管理令やそれを引き継いだ入管法においては、一定の感染症の患者やその所見がある者を対象とする「5-1-1」が設けられた。新型インフルエンザなどが発生した際の入国規制における対応としては、感染者やその可能性のある者を検疫に差し戻すことや「5-1-1」を適用することなどが想定されていた。

しかし、今般の新型コロナウイルスに対しては、防疫によるものとしては初めて、「5-1-14」による上陸拒否をもって対応されることとなった<sup>4</sup>。そして、出入国在留管理庁の公表した統計値によれば、2020年2月1日から同年10月31日までの間に14万3,399人が特段の事情があるとして上陸が許可され、545人が不許可になり、515人が申請を取下げた（表

\*1 出入国在留管理庁ホームページ掲載「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年1月31日付閣議了解）

\*2 NHKホームページ「特設サイト 新型コロナウイルス」掲載の感染者数を参照。  
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data-all/>（2021年3月8日取得。）

\*3 国立国会図書館 調査及び立法考査局「新興感染症の流行と対策—新型インフルエンザ等への対応を振り返る—」『国立国会図書館調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 1138（2021. 3. 2）参照。

\*4 一定の国（2020年4月3日までに64の国と地域が指定され（中国湖北省発給の旅券所持者という括りは2020年11月1日に解除された）、その後、感染状況や変異株の流行状況により、随時逐次拡大した。）と地域に滞在歴のある外国人（特別永住者を除く）を特段の事情がない限り上陸拒否することとし、その特段の事情を適宜変更して一定の外国人を受入れる方式が取られた。

その特段の事情では、日本人や永住者の配偶者又は子、在留資格「定住者」をもって在留する者の配偶者や子で家族が分離された状態にある者等といった人道上理由を取り上げたものや、「教育」、「教授」、「医療」の在留資格を取得する者で一定の必要性が認められる者といった実際の必要性を考慮して取り上げたもの、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に出場する選手及び大会関係者が例示された、公益性が認められるものがこれに当たるとされた。

出入国在留管理庁ホームページ掲載2021年8月24日付「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」を参照。<https://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>（2021年9月12日取得。）

1 のとおり。) <sup>5</sup>。

**表1 新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査結果の推移**

(単位：人)

2020年	許可しない		特段の事情が認められ上陸許可
	うち不許可	うち取下げ	
1月			
2月	200	134	66
3月	152	104	48
4月	362	190	172
5月	34	17	17
6月	52	8	44
7月	117	70	47
8月1日から10日まで	38	18	20
8月11日から10月31日まで	105	4	101
計	1,060	545	515

出入国在留管理庁ホームページ掲載の2020年2月～8月10日までの「新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況(速報値)」及び同年8月11日から10月31日分までの「新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況」を基に筆者作成。

※1 2月7日及び2月17日に羽田空港に到着した中国・武漢からのチャーター機により入国した外国人については、上記の人数に含まれていない。

※2 8月11分から公表の方式が変更されたため、同日から公表が打ち切られた10月31日までの分を小計した。

「5-1-14」は、「前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定されているとおり、高度な政治的判断により運用されるものである(「5-1-14」は一般的に「利益公安条項」と呼ばれている)。

国際法上、原則として出入国管理は各国の裁量に委ねられ、出入国管理に関するものは主権による生来的なものといわれる<sup>6</sup>。日本においては、出入国管理に係る手続を定めた入管法が制定さ

\*5 出入国在留管理庁ホームページ「新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況について(速報値)」掲載の各月ごとの「新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況」を参照した。

なお、同公表値は、2020年2月1日分から公表されていたが、同年8月11日分以降から公表方式が変更され、同年10月31日分までで公表が打ち切られた。8月11日から10月31日までに特段の事情があるとして入国を認められた者は6万1,673人であり、2月10日からの分と合算すると14万3,399人となる。

<https://www.moj.go.jp/isa/20200205.html> (2021年9月12日取得。)

\*6 日本の入管法は、在留資格制度等のアメリカの制度に類似している。アメリカ連邦最高裁判所は、「外国人を排除する権限は、政府が有する主権のうち、生来的なもの」と示した。アメリカ政府は、出入国管理に係る「絶対的権限(plenary power)」を有しているとされ、裁判所は、憲法上の争いについて極めて限定的にしか考慮できないという、「絶対的権限の法理」を成立させたといわれている。

坂東雄介「アメリカにおける外国人の人権に関する一考察：絶対的権限の法理の生成と展開」北大法

れ、運用されているが、入管法はその裁量を法形式で規制する面もある。今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のための上陸拒否は、入管法の枠内で実施しなければ違法であったとまではいえないが、入管法の「5-1-14」によって行われた。このことは、有事といえる状況においても出入国管理が入管法の枠内で行われたことを意味する。

しかし、「5-1-14」に基づいて行われた上陸拒否が入管法の規定に合致するのかどうか疑問がある。加えて、国内流入を防止できず、多数の死者を発生させ、甚大な経済的被害を生じさせたことから、「5-1-14」の規定や運用が現行のままでもよいのかについても疑問が残る。

以上を踏まえて、本稿で筆者が述べたいことは以下の3点である。

第一に、「5-1-14」によって、「中国湖北省発給の旅券所持者及び上陸許可申請前14日以内に同所に滞在歴のある者」を一括りにして上陸を拒否したことは、条文との整合性を欠くため問題があると考えられる。「5-1-14」は「法務大臣において日本の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」と規定するが、中国湖北省発給の旅券を所持していることが何らかの「行為を行うおそれ」があるという解釈をするには無理がある。

第二に、筆者は、出入国管理が国際法上、国家に広範な裁量が認められるものであるとはいえ、これまでの運用状況から、戦争や恐慌といった国家に危機が生じた場合にはなりふり構わない措置がされやすいと考える立場である。今般の新型コロナウイルス対策における「5-1-14」の運用は、上記のとおり条文と今般の運用の対象者が整合しないと考えられ、なりふり構わない運用がされた面があるため、問題なしとはしない。

第三に、地球上に国境線と各国の主権が存在し、各国との関係が基本的には競合的なものである以上、出入国管理は平素から自国に有利に運用しやすい制度である必要があると考える。第二で述べた内容との関係で補足すると、出入国管理に関する広範な裁量を国内法の形式で制限する性格を有する入管法の規定に合致しない運用を問題なしとはしないが、一方で「5-1-14」は現状よりも使いやすい形に改める方が国益に合致すると考えるということである。

そのため、以下で入管法が定める外国人の上陸の手續とそれにおける「5-1-14」の位置づけを概説し、過去の上陸拒否（禁止）事由、これまでの防疫対策、「5-1-14」に関連する政府の発言を振り返り、今般の「5-1-14」による対応を評価した上、法改正の必要性を述べる。

## 2 「5-1-14」の概説

入管法では、外国人の上陸に関する手續を定めている。外国人による上陸許可申請に対して入国審査官による審査が行われるが、そのうちの一つに上陸拒否事由に該当しないことが挙げられる。入管法は第5条に上陸拒否事由を列挙しているが、本稿で取り上げる「5-1-14」は、

列挙された上陸拒否事由の一つである。

以下に、上陸に関する手続における「5-1-14」の位置づけと意義について、歴史的経緯と過去の政府の説明を踏まえて概説する。

### (1) 入管法上の入国と上陸の差異

入管法は、有効な旅券を所持しない外国人と入国審査官から上陸許可の証印等を受けないで本邦に上陸する目的を有する者は、本邦に入ってはならない旨規定する<sup>7</sup>。

入管法上の入国とは日本の領域内に入ることを指し、上陸とは陸地に足を踏み入れることをいう。日本は海に囲まれた島国であるから、航空機や船舶に乗って各地の空海港を経て上陸しようとする外国人が空海港にある上陸審査場で入国審査を受ける場合、事実上、入国審査前に本邦に上陸していることとなるが、行政運用上、その外国人が上陸審査場や隣接する管理された区域内にある限り、未だ上陸していないものとして扱われる<sup>8</sup>。

### (2) 外国人の上陸許可手続の概要

本邦に上陸しようとする外国人は、原則として有効な旅券と査証を所持していなければならない、入国審査官に対して上陸許可申請をし、上陸のための審査を受けなければならない（入管法第6条第1項及び第2項）<sup>9</sup>。入国審査官は、上陸許可申請があったときは、上陸のための条件に適合しているか審査しなければならないが、その条件の一つに上陸拒否事由に該当しない<sup>10</sup>ことが挙げられる（入管法第7条第1項第4号）<sup>11</sup>。

---

\*7 入管法第3条第1項 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入ってはならない。

一 有効な旅券を所持しない者（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）

二 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可（以下「上陸の許可等」という。）

を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）

第2項 本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

\*8 坂中英徳・齋藤利男『出入国管理及び難民認定法逐条解説（改定第4版）』（2012年、日本加除出版株式会社）181-182頁及び526-528頁参照。

\*9 入管法第6条第1項

本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者（第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は第61条の2の12第1項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

第2項 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

\*10 特別永住者は、上陸拒否事由に該当しないことを要しない（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第20条）。

\*11 入管法第7条第1項



その上陸拒否事由に該当する外国人は本邦に上陸することができない。上陸拒否事由は、「5-1-14」を含め計17の類型が設けられている（入管法第5条第1項）<sup>\*12</sup>。

なお、入管法では退去強制手続を定め、入管法第24条で退去強制事由を規定している。その列挙された退去強制事由に、同条第4号ヨに「5-1-14」と同様の規定である「イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者」が設けられている。

### (3) 「5-1-14」の歴史的経緯

国際法上、自国にとって好ましくない外国人の入国を拒否できることが確立している。その好ましくない外国人の類型を定めたものが上陸拒否事由である。

旅券と査証による入国規制は、第一次世界大戦勃発により各国の入国規制が厳格化したと共に一般化したものである。同大戦中の1917年1月24日「外国人ノ入国ニ関スル件（大正7年内務省令第1号）」<sup>\*13</sup>が公布された。本省令では、外国人が日本に入国するために旅券及び査証が

入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第60条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第1号及び第4号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

（省略）

四 当該外国人が第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと（第5条の2の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて同項第4号、第5号、第7号、第9号又は第9号の2に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。）。

\*12 入管法第5条第1項

第5条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条（同法第7条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（省略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

\*13 「外国人入国ニ関スル件」（第1条のみ抜粋）

第1条

本邦ニ渡来スル外国人ニシテ左記各号ノ一ニ該当スト認ムル者ハ地方長官（東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ倣フ）ニ於テ其ノ上陸ヲ禁止スルコトヲ得

- 一 旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者
- 二 帝国ノ利益ニ背反スル行動ヲ為シ又ハ敵国ノ利便ヲ図ル虞アル者
- 三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者
- 四 浮浪又ハ乞丐ノ常習アル者
- 五 各種伝染病患者其ノ他公衆衛生上危険ナル疾患アル者
- 六 心神喪失者心神耗弱者貧困者其ノ他救助ヲ要スヘキ虞アル者

前項第一号ノ旅券文ハ国籍証明書ハ本人ノ写真ヲ添附シタルモノニシテ本国官憲ノ発給ニ係リ在外帝国

必要であることが規定されると共に、現在の入管法にもある上陸拒否（禁止）事由が日本で初めて整備された。

同省令で定められた上陸拒否（禁止）事由のうち「5-1-14」に類するものでは、第1条第2号の「帝国ノ利益ニ背反スル行動ヲ為シ又ハ敵国ノ利便ヲ図ル虞アル者」がある。一方、列挙された事由に該当しない外国人を臨機に拒否するための規定は設けられていない。

1947年5月2日、「外国人登録令（昭和22年勅令207号）」が公布、施行された。本勅令では、上陸拒否（禁止）事由の列挙はみられず、現行の入管法の「5-1-14」に類するものもなかったが、連合軍関係者以外の外国人の当分の間の日本への入国禁止が規定されていた（第3条）。同条では、連合軍司令長官の承認を受けた外国人を適用外とする規定があったが、これ以外の外国人の入国を認めていなかった。

1951年10月4日に出入国管理令（昭和26年政令第319号）が公布、同年11月1日に施行され、日本の主権回復後も、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）第4条により法律として存続したが、その後も幾度も改正されて現在の入管法に至っている。第5条に上陸禁止事由が列挙され、その第1項14号には、現行法の「5-1-14」では「法務大臣」となっている部分が「外務大臣」となっていること以外は同じ内容の規定が設けられた（以後、出入国管理令の第5条第1項第14号と現行の入管法の「5-1-14」を特に峻別せずに用いる。）。

なお、入管法を解説する代表的な著書によれば、1961年に東京で開催されたアジア・アフリカ法律諮問委員会が採択した「外国人の入国及び処遇に関する一般原則」第4条では、浮浪者、貧困者、心神耗弱者、犯罪者等九つの類型の外国人の入国を拒否できることを規定した。その中で、「公衆衛生を害する疾病、不治の病又は伝染病にかかっている者」と「その入国又は在留が国家又は公共の利益を害するおそれのある者」も含まれたことを取り上げた上、これらの入国拒否事由が各国の最大公約数的な国際的標準を示すもので、公衆の保健・衛生に危険をもたらす者やテロリスト等の利益・公安を害するおそれのある者が大多数の国で入国拒否の対象とされていると示された<sup>14</sup>。

#### （４）行政の説明

1969年、当時の入管法であった出入国管理法の改正案が国会に提出され、その審議中の同年7月8日、衆議院法務委員会が衆議院議員の猪俣信夫が改正法案の第37条に示された退去強制の対象者に係る規定の22号にある「前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本の利益又は公安を害する行為を行なったと認定する者」の「日本国の利益を害する行為」の想定を尋ねた。それに対し、当時の法務省入国管理局（2019年4月1日から入国管理局は出入国在留管理庁へと改められた。以下、区別することなく「入管」と表記する。）長の中川進は、一概

---

大公使又ハ在外帝国領事官ノ査証ヲ経タルモノニ限ル

\*14 坂中英徳・齋藤利男 前掲書 202-203 頁参照。

には言えないと前置きをした上で、他国に国家機密を漏らすことはそれに該当すると答弁した。さらに、中川進は、「日本国の利益又は公安」の乱用は問題であり、出入国管理法にもその規定があるが、入管が発足してから17年間、この条項を発動して退去を命じたのは1人だけであること、同規定は慎重に運用し、乱用されるということはまずなく、今後も同様である旨述べた<sup>15</sup>。

2014年6月14日、当時の谷垣法務大臣は、参議院法務委員会において、「5-1-14」の適用について、「この判断は個別の事案ごとになされるべきものと解されますし、当然のことながら、そうなると、対象となる外国人の属性であるとか、あるいは過去の入国履歴、それから活動状況、それから今度の入国に至るいろんな経緯、こういった諸事情を総合考慮して個別に判断するということになると思います。どこそこの団体に属しているからということで一律に公安を害する行為を行うおそれがあると判断することは、必ずしも当を得ない場合が多いのではないかと考えております。」と述べた<sup>16</sup>。

一方、2020年11月25日、衆議院予算委員会において、衆議院議員の西岡秀子が感染拡大国や地域からの上陸拒否の法的根拠として「5-1-14」を用いたことについて問題意識を示した上、本来テロ対策に使う条文を根拠にして法的に曖昧な形で対応していると評価した上、法改正の必要性を述べた。これに対し、上川陽子法務大臣は、入管法が我が国にとって好ましくない外国人の上陸を阻止するという観点から上陸拒否事由が定められていること、1号から13号までに上陸を拒否すべき外国人の類型を具体的に定めた上で、これを補充するものとして14号で日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める相当の理由がある者の上陸を拒否することを可能としていると示し、今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、感染が深刻な地域において滞在歴等がある外国人について、我が国の利益を害するおそれがあるとして、「5-1-14」を適用したと述べた<sup>17</sup>。

## (5) 「5-1-14」に係る解釈

入管法の解釈等に言及した著書はいくつかあるが、その中で「5-1-14」に関する解説を著書ごとに要約して示す<sup>18</sup>。

ア 『出入国管理及び難民認定法逐条解説（改定第4版）』<sup>19</sup>

入管法第5条の第1号から13号までに上陸を拒否する外国人の類型が定められているが、本

<sup>15</sup> 第61回国会衆議院法務委員会会議録第27号6-7頁参照。

<sup>16</sup> 第186回国会参議院法務委員会会議録第22号13頁参照。

<sup>17</sup> 第203回国会衆議院予算委員会会議録第4号22頁参照。

<sup>18</sup> これらの著書のうち、実務家によるものは、実務の蓄積の影響を受け現状を肯定する性質が見受けられ、批判的観点による立体的な知識の蓄積が行われる学問的なものとは性質が異なる面がある。そのため、無批判に参照することには慎重であるべきである。とはいえ、出入国管理に係る法に関する法学分野での研究の密度も、他の法分野と比較すると進んでいるとはいえない。入管法の解説を扱った実務家以外の著書では、「5-1-14」に触れていないものもあるため、実務家による著書を引用する。

<sup>19</sup> 坂中英徳・齋藤利男 前掲書 227-228頁参照。



邦への上陸を拒否することが必要となる外国人はこれらの類型以外にも種々あり得る。

例えば、

①外国人の行おうとする行為が我が国の外交上の重大な利益を害するおそれがある場合

②我が国の経済社会情勢の変化により外国人の行おうとする就労活動が我が国の経済秩序を損ない又は国民生活に重大な悪影響を及ぼすおそれがある場合

③外国人の行おうとする社会活動が我が国社会の公共の安寧又は善良の風俗を損なうおそれがある場合

である。

以上述べたような事態に臨機に対応できるようにするため、第1号から第13号までの上陸拒否事由のいずれにも該当しない外国人であっても、「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の上陸を拒否できることを定めたものである。

イ 『入管法大全—立法経緯・判例・実務運用—第一部逐条解説』<sup>\*20</sup>

「5-1-14」が規定する「おそれ」は、本邦に上陸しようとする外国人が、仮に上陸した場合に当該上陸に引き続く本邦在留中に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれを意味する。

ウ 『出入国管理法講義』<sup>\*21</sup>

国家が自国にとって好ましくないと認める外国人の入国を拒否する権限を有することは国際法上の確立した原則である。世界各国は自国の利益又は安全等にとって有害であると認める外国人の入国を禁止している。

外国の立法例では、イギリスやフランスのように「外国人の入国又は在留が国家または公共の利益を害するおそれがある場合」などと包括的規定が設けられている国がある一方、アメリカのように入国を拒否する外国人の類型を法律で具体的かつ詳細に規定する国もある。

日本の入管法では、第5条第1項で第1号から13号まで具体的に定め、これらを補充するものとして第14号が設けられている。

エ 『注釈判例 出入国管理実務六法（令和2年版）』<sup>\*22</sup>

本邦に上陸させることが好ましくないと認められる外国人をその事由別に第1号から第13号まで列挙しているが、その事由のすべてを列挙し尽くすことは立法技術上困難である。

右に掲げた各号の一に該当しない場合であっても具体的事案によっては、日本国の利益又は公安を害するおそれのあることが予想される。そこで第14号は、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者を上陸拒否の対象

\*20 多賀谷一照=高宅茂「入管法大全—立法経緯・判例・実務運用—第一部逐条解説」（2015年、日本加除出版株式会社）58頁参照。

\*21 法務省入国管理局参事官室編『出入国管理法講義』（1995年、日本加除出版株式会社）91頁参照。

\*22 出入国管理法令研究会編『注釈判例 出入国管理実務六法（令和2年版）』（2019年、日本加除出版株式会社）26-27頁参照。

としている。

### （6）「5-1-14」の意義の検討

「外国人ノ入国ニ関スル件」第1条第1項第2号の「帝国ノ利益ニ背反スル行動ヲ為シ又ハ敵国ノ利便ヲ図ル虞アル者」は、「敵国」の表現が用いられ、かつ、利便を図るおそれのある者と並立して「帝国の利益に背反する行動」を規制の対象としているから、第一次世界大戦下の状況でスパイ等による利敵行為等を意識したものであった。

「外国人ノ入国ニ関スル件」第1条第1項第2号から「又は敵国の利便を図る」の部分を削った内容のものが、戦後の出入国管理令の「5-1-14」として再登場した。退去強制に係るものではあったものの「日本国の利益を害する」に関する国会における政府の答弁によれば、「日本国の利益を害する」ものの想定はスパイ行為がそれに当たるとのことであるから、「5-1-14」の意義は、「外国人ノ入国ニ関スル件」第1条第1項第2号を継承したものと考えられる。

ただ、「5-1-14」が列挙された上陸拒否事由の最後に設けられ、かつ、「前各号に掲げる者を除くほか」が加えられていることから、具体的に掲げられた13号までの類型に該当しない一定の者を柔軟に上陸拒否する意図もあったと考えられる。

## 3 新型コロナウイルス感染拡大防止に利益公安条項を用いたことの適否

### （1）新型コロナウイルス（covid-19）発生以前に想定された感染症対応

2009年2月17日、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議が開催され、「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定された。それには、新型インフルエンザの病原性が中等度（アジアインフルエンザ等が中等度とされた（致死率0.53%））の場合の推計では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人とされ、その予防、まん延防止対策としての水際対策における入管の対応としては、感染者又は感染している可能性のある者を発見した場合に検疫の指示を仰ぐことや検疫に差し戻すことが定められた<sup>23</sup>。

この方針は、内閣官房ホームページに掲載されている2018年6月21日に持ち回り開催された第58回の同会議で定められた新型インフルエンザ等ガイドラインでも、ほぼ同様の内容が踏襲された。同会議で定められた入国審査における措置でも、新型インフルエンザ等に感染した外国人が「5-1-1」の適用対象であることを確認した上、感染した外国人を発見した場合、検疫所から入管に通報されることが定められた<sup>24</sup>。

なお、これらのガイドラインでは、感染者の流入を完全に防ぐことは困難であることが示されていた。このような感染者の流入を完全に防ぐことの困難性は、少なくとも1968年の香港イ

\*23 厚生労働省ホームページの「新型インフルエンザ対策行動計画・ガイドライン」のページに掲載された、「新型インフルエンザ対策行動計画・ガイドライン」（平成21年2月17日最終改定）38頁を参照。

\*24 内閣官房ホームページ、「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」のページ掲載の「新型インフルエンザ等ガイドライン」（平成30年6月一部改訂）参照。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/dai58/dai58.html>（2021年7月24日取得。）

ンフルエンザの流行時には意識されていた<sup>25</sup>。

## (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する「5-1-14」適用

前述のとおり、「5-1-14」に該当する外国人のうち、「特段の事情」がある者は上陸拒否しない措置が執られた。そして、その「特段の事情」があるもののうち「公益性」が認められる場合の具体的事例として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に出場する選手及び大会関係者（以後「オリ・パラ選手及び関係者」という。）が例示された。

日本人の帰国者も含め、その「特段の事情」があるとして入国が認められた外国人であっても、原則14日間の待機を必要とする一方、オリ・パラ選手及び関係者について、防疫措置の実施を前提として2021年4月に865人、同年5月に567人の計83か国からの入国者について待機が緩和された。そして、その緩和とは、三日間毎日検査をし、三日後の陰性確認後に試合に出られるといったことがあるとされた<sup>26</sup>。

そのようにして、筆者の推計によれば2021年7月と8月に計6万人程度のオリ・パラ選手及び関係者が受入れられたと考えられる<sup>27</sup>。前述のとおり、特段の事情があるとして2020年

---

\*25 1968年8月1日朝日新聞朝刊（東京版）15面掲載の記事（朝日新聞社聞蔵Ⅱビジュアルによる検索）では、1968年7月に名古屋港に入港したイスラエル貨物船のテベルヤ号の乗組員16人が香港インフルエンザ（「アジアかぜ」と呼ばれた）にかかっている疑いが強く、厚生省による水際対策が行われたが、インフルエンザが検疫伝染病ではないため、隔離や検査を強制できないこと、患者のうがい液を取って検査をすることと軽傷の患者であっても回復するまで上陸を差し控えてもらう協力を船長に求めているものであることに加え、空港でも1日200人くらいが香港との間を往来しており、国内に入ってくるのを防ぐ決め手はないという厚生省の見解が掲載された。

\*26 第204回国会衆議院厚生労働委員会会議録第23号21頁参照。

入国者数については、内閣官房内閣審議官十時憲司の発言部分を、緩和措置についてはスポーツ庁審議官豊岡宏規の発言部分を参照した。

\*27 本論文作成時点では、オリ・パラ選手及び関係者の入国者数の累計を示す公表された統計値は見当たらない。

独立行政法人国際観光振興機構では、訪日外客数を算出して公表している。訪日外客数とは、外国人正規入国者数から永住者等の日本を主たる居住国とする外国人を除き、一時上陸客等を加えた外国人旅行者のことで、駐在員やその家族、留学生は訪日客数に含み乗員は含まないとされる。その訪日外客数は、2021年2月から6月まで、1万人程度を推移していたが、7月が5万1,100人、8月が2万5,900人と示された。

一方、出入国在留管理庁が公表した2021年7月及び8月の新規入国者数の速報値では、7月が4万7,125人、8月が1万7,225人である。この値は、防疫対策の対象とされていない国や「特段の事情」により入国したものを含んでおり、オリ・パラ選手及び関係者の入国者数が入っていない（少ない）と考えられる2021年上旬では1か月に数千人の新規入国者数が計上されている。

以上の事情を踏まえた両統計値から6万人程度と推計した。

訪日外客数の統計値やその内容は独立行政法人国際観光振興機構ホームページ掲載の「訪日外客数（2021年8月推計値）」を参照した。

[https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data\\_info\\_listing/pdf/210915\\_monthly.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/210915_monthly.pdf) (2021年9月20日取得。)

出入国在留管理庁の統計については、政府統計の総合窓口に掲載された2021年7月分及び8月分の「表2 国籍・地域別 外国人入国者数」を参照した。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001277179> (7月分, 2021年

2月1日から10月31日までに入国を認められた者が約14万人いることと上記筆者の推計を比較すれば、防疫対策中といえどもオリ・パラ選手及び関係者の割合が比較的高くないことや五輪担当大臣が「オリンピックの開催は感染拡大の原因にはなっていない」と発言した<sup>\*28</sup>ことから、政府の説明のとおり、オリ・パラ選手及び関係者の受入れによる新型コロナウイルスの感染拡大への寄与度は低かった可能性がある。

とはいえ、そもそも、ほとんどの国民は、特段の事情があるとされた人を少なくとも14万人以上受入れたことや、オリ・パラ選手及び関係者を人道的な配慮をした人と同じ枠組みで特段の事情があるとして受入れたことを知らないと考えられる。2021年7月のNHKの世論調査で、オリ・パラ選手及び関係者入国時の水際対策について「評価しない」が57%、開催意義に関する説明には「納得していない」が65%であり、国民の理解は得られていない<sup>\*29</sup>。

### （3）適否についての考察

国際法上、国家が好ましくない外国人の入国を拒否することができる権限を有している。その意味において、一定の国や地域の滞在歴であるとか、所持する旅券の発給地を理由にして外国人の入国を拒否することに問題は生じない。そして、このことは、必ずしも明文の制定法により運用されることを要件とはしない。

しかし、現行の入管法の「5-1-14」を適用する場合には問題が生じる。「5-1-14」には「行為を行うおそれ」が設けられているため、「5-1-14」を適用して上陸拒否する場合は、上陸許可申請者が上陸することのみではなく、上陸後に何らかの行為を行おうとすることが認められ、その行為が日本の利益又は公安を害すると判断される余地がなければ適用が困難と

---

9月20日取得。）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001279198>（8月分、2021年9月20日取得。）

ホームページ

\*28 NHKホームページ掲載の2021年8月10日付記事「五輪開催 感染拡大の原因にはなっていない」を参照した。

同記事によれば、丸川珠代東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣は、2021年8月10日、「きのう時点で、海外からの入国者およそ4万3000人のうち、陽性者は累計151人で、重症者は出ておらず、オリンピックの開催は感染拡大の原因にはなっていないものと考えている。」と発言した。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210810/k10013192491000.html>（2021年9月20日取得。）

\*29 NHKホームページ掲載の2021年7月の世論調査を参照した。

2021年7月9日から3日間「RDD」の方式で2090人に実施し、59%にあたる1224人から回答を得たもの。

オリ・パラ選手及び関係者入国時の水際対策については、「大いに評価する」が5%、「ある程度評価する」が33%、「あまり評価しない」が36%、「まったく評価しない」が21%  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催意義に関する説明について、「大いに納得している」が3%、「ある程度納得している」が28%、「あまり納得していない」が42%、「まったく納得していない」が23%

[http://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021\\_07.html](http://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021_07.html)（2021年9月20日取得。）

なる。

その何らかの「行為を行うおそれ」の行為について、どのようなものが日本の利益又は公安にあたり、どのような「行為」がそれを害するかという判断は、法務大臣の広範な裁量に委ねられているといえる。一方、「5-1-14」のうち、少なくとも「行為を行うおそれ」は、法務大臣の判断に係るものではない。なぜなら、「行為を行うおそれ」は、日本の領土に上陸することのみではなく、上陸後に行われようとする何らかの具体的な行為について客観的に評価されるべきもので、このことは、「相当の理由があること」が設けられていることから明らかだからである。

また、実務家による著書でも、具体的事案により臨機に上陸拒否する必要性を述べるものはあっても、「行為を行うおそれ」を無意味化して解したり、一定の国や地域の滞在歴や所持する旅券の発給地といった外形的要因のみで適用する理由となると示したりするものはない。

このことについて、「行為を行うおそれ」が無症状で、かつ、感染している所見がないものの、感染している可能性がある者が上陸後に行おうとするあらゆる行為を指す考え方を取ることは不可能ではないが、そうすると、どのような外国人でも制限なく上陸拒否できることとなり「行為を行うおそれ」が設けられている意義がなくなるため、「5-1-14」の解釈に際してこの考え方を取ることは適当ではない。

そうすると、滞在歴や旅券の発給地を基に「何らかの行われる行為」が日本の利益又は公安を害するという理論づけは無理がある。やはり、個々の外国人につき、上陸後何らかの行為を行うことが見込まれる個々の事情に基づくことが必要である。例えば、当該外国人が何らかの思想や政治的主張がある団体に加入しているとか、過去に何らかの行為を行ったことがあるといった事情がそれにあたる。

このことは、前述の2014年6月14日の谷垣法務大臣の答弁内容とも合致する。一方、前述の2020年1月25日の上川陽子法務大臣の答弁内容では、今般の「5-1-14」適用が正当であった旨主張されたものの、2014年6月14日の答弁内容と整合しない。その上、前述の「新型インフルエンザ対策行動計画」等にも「5-1-14」を適用するとはされていない。

以上から、「5-1-14」の文言に注目しても、個々の外国人が感染しているかどうか、かつ、上陸しようとする外国人が何らかの行為を行うおそれの有無にかかわらず、滞在歴や所持する旅券の発給地といった事情のみで一律に上陸拒否するという運用は、「5-1-14」の規定と整合し難い。

このことに加え、前述の法務省入管局長の中川進は、新設しようとしていた「5-1-14」と同様の文言の退去強制事由に係る日本国の利益を害するものの想定として、感染症の流入ではなくスパイを挙げたから、そもそも、防疫措置として「5-1-14」を用いることを想定していなかったと考えられる。

以上のとおり、今般の「5-1-14」適用による上陸拒否は、解釈上の無理がある上、過去



の法務大臣や入管局長の答弁との食い違い、「新型インフルエンザ対策行動計画」等とのかい離が認められることも斟酌して評価すれば、不適であったと考えられる。

## 4 まとめ

筆者は、外国人を広範な裁量を用いて上陸拒否することを問題としない。

しかし、「5-1-14」の適用につき、法規範を逸脱し、過去の国会答弁ともかい離する運用が国家における危機時に行われた上、そのことが政府によって正当化されたことは、出入国管理に関する広範な裁量が、戦争や恐慌といった国家に危機が生じた場合にはなりふり構わない運用がされやすいことと連続性を有するものであり、問題があると考え<sup>30</sup>。

国家の暴力性や残虐性が、国家の順調な発展期ではなく、戦争や恐慌といった危機に瀕したときに表れやすいことは立証を要しない。筆者は、出入国管理の裁量が広範であるため、日本国の利益（国益）という言葉が独善的に用いられ、時の政権に反することが日本国の利益に反とする運用が可能な面があるからこそ、日本人だけではなく、できるだけ多くの関係者に理解され、公正だと評価される運用をする必要があると考える。

感染拡大防止として「5-1-14」を運用し、一般的に上陸拒否とした上で、一定の人物を「特段の事情」がある者として上陸を認める仕組みでオリ・パラ選手及び関係者を受入れた（その上、防疫措置の実施を前提としたとはいえ待機措置まで緩和した）ことは、公平性等の観点から適切であったか、出入国管理に係る裁量が公正に用いられた結果なのか、検証を要すると思料する。

今般、感染拡大防止のために「5-1-14」を適用したことは、入管法の運用としては不適当であるが、国際法上、どのような外国人の入国（上陸）を許すかは、国家の自由裁量であるから、上川法務大臣の答弁に類する論理で正当化される余地がある。しかし、手続の適正は重要であり、このような正当化は入管法の存在意義を薄れさせ、「法律による行政」ともかい離する。とはいえ、外国からの感染症等の流入を止める必要も大いに認められる。

法改正に関して、国会では2020年12月2日に立憲民主党所属の衆議院議員階猛他5人による議員発議の形式で第203回国会に感染拡大防止のための入管法改正案が提出されたが、成立しなかった<sup>31</sup>。一方、2021年2月19日に第204回国会で内閣により提出された改正法

\*30 拙著「広範な裁量を有する出入国管理行政における外国人受入れの在り方」博士論文 京都府立大学大学院（2020年）において、筆者は、1952年の日本国との平和条約（いわゆるサンフランシスコ平和条約）発効時に当時本邦に存在した、朝鮮半島出身者や日本から朝鮮戸籍に入った人を、国籍選択権を付与することもなく、元内地人であるなどの事情を一切斟酌せず、簡便さのために一律に、朝鮮戸籍に入っていた人の日本国籍を喪失させる措置を通達の形式で実施したこと、1989年の入管法改正後の1990年に定められた法務大臣告示により日系3世が受入れられることとなった一方、2008年の世界同時不況時、帰国支援事業が実施され、その事業を利用した日系人の再度の入国を制限する政策を執ったことについて、国の危機的状況時に出入国管理に関する広範な裁量について、なりふり構わない運用がされた事例として挙げた。

\*31 参議院ホームページ「議案情報」掲載の議案審議情報を参照。

案<sup>32</sup>は、この部分に係る改正はなかった（未成立）。

以上の経緯を踏まえ、筆者は、「5-1-14」の改正は必要と考える。具体的には、条文のうち、「行為を行う」を削除し、「前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本の利益又は公安を害するおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と変更することを提案する。これによって、適用される対象者が現行より多くなることが懸念されると考えられるが、国に危機が生じた際に条文との整合性を欠く運用がされることを認めることに比べれば、「行為を行う」を削除する方が健全だと考える。

## おわりに

筆者は、出入国在留管理庁の外国人管理一般に問題があるとか、日本がより多くの「難民」（難民条約上の難民に該当しないけれども一般的に難民と呼ばれる者）に庇護を与えるべきといった意見を持たない。世界各国に主権が存在し、各国の關係に競合的な面があることを否定できない以上、出入国管理は、広範な裁量を柔軟に運用して国益を追求できる制度であるのが望ましいと考える。そして、その裁量の広範さは、国民の理解がその源泉となる。

しかし、その広範な裁量を根拠に、法形式で定められた内容を逸脱することには危機感を覚える。それが、国家が制限なく権限を行使することの端緒となる懸念があるからである。

本稿で取り上げた「5-1-14」の運用は、入管法から逸脱していると評価したが、そのような行政運用で短期的に目的を遂げても、長期的には適切な行政であるとの国民の理解を得られる見通しを抱くことはできない。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際して、新型コロナウイルス感染症対策政府分科会の尾身会長から「パンデミックの状況下で普通はやらない」旨指摘されていながら、公益性という客観性に乏しい評価尺度を用いて「特段の事情がある者」にあたる者として競技者や大会関係者を受入れたことは「5-1-14」運用の一貫性や公平性に疑念を与え、国民の理解を遠ざけた結果となったであろう。

---

なお、同改正法案は、「5-1-1」につき、1号の2を新設し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のうち、前号の規定に該当する者の上陸を拒否することのみではその病原体が国内に侵入することを防ぐことができないものとして政令で定めるもの（以下この号において「特定感染症」という。）が現に流行し、又は流行するおそれのある地域として政令で定める地域に本邦への上陸の申請の日前政令で定める期間内に滞在したことがある者その他の本邦への上陸により特定感染症の病原体が国内に侵入するおそれがあると認められる者として政令で定める者」と規定されたものであった。

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/203/meisai/m203090203009.htm>（2021年7月2日取得。）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/203/pdf/t0902030092030.pdf>（改正法案、2021年7月2日取得。）

\*32 改正法案は出入国在留管理庁「国会提出法案」のページに掲載された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を参照。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001341292.pdf>（2021年5月2日取得。）

広範な裁量は責任を伴う。入管の責務は、国民の理解の下にその広範な裁量を用いて国益を追求することにあるといえよう。今般の運用は閣議決定によるもので、法務大臣や入管のみの責任とはいえないものの、入管は、その行政上の専門性を発揮して法解釈上の問題を指摘するなどして、「5-1-14」の適用に慎重な立場も取り得たのではないだろうか。一方、今般の感染拡大に際して定期航空便が減少するなどしたこともあり、外国人の出国を猶予する様々な措置がこれまでにない規模で実施されたことについては、人道上の配慮の観点からも国民の理解に沿うものであると考えられる。この猶予を与え続けることを将来止めることや、出入国管理秩序の回復には困難が予想されるが、それには、広範な裁量や入管の専門性を活用して解決されることを期待する。

このように、入管は、専門性を発揮して、広範な裁量を用いて大胆な政策を実施し、国益を追求できる機関であるから、平素から国民の理解を得て、裁量が公正に用いられていると評価されるように、その運用には慎重であるべきと思料する。

#### 参考文献

- 黒木忠正・細川清『現代行政法学全集17 外事法・国籍法』（1988年、ぎょうせい）
- 児玉晃一ほか『コンメンタール 出入国管理及び難民認定法 2012』（2012年、現代人文社）
- 国立国会図書館 調査及び立法考査局「新興感染症の流行と対策—新型インフルエンザ等への対応を振り返る—」『国立国会図書館調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 1138（2021. 3. 2）
- 坂中英徳・高宅茂「改正入管法の解説—新しい出入国管理制度—」（1991年、日本加除出版株式会社）
- 坂中英徳・齋藤利男『出入国管理及び難民認定法逐条解説（改定第4版）』（2012年、日本加除出版株式会社）
- 出入国管理法令研究会編『注釈判例 出入国管理実務六法（令和2年版）』（2019年、日本加除出版株式会社）
- 多賀谷一照・高宅茂『入管法大全—立法経緯・判例・実務運用—第1部 逐条解説』（2015年）
- 畑野勇ほか『外国人の法的地位—国際化時代と法制度のあり方』（2000年、信山社）
- 坂東雄介「アメリカにおける外国人の人権に関する一考察：絶対的権限の法理の生成と展開」北大法学  
研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル 13 卷（2007年）
- 法務省入国管理局参事官室編『出入国管理法講義』（1995年、日本加除出版株式会社）
- 村上義和・橋本誠一編『近代外国人関係法令年表』（1997年、明石書店）
- 山脇康嗣『新版 詳説入管法の実務—入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例—』（2017年、新日本法規）
- 拙著「広範な裁量を有する出入国管理行政における外国人受入れの在り方」博士論文 京都府立大学大学院（2020年）

### 参照国会会議録

- 第 61 回国会衆議院法務委員会会議録第 27 号
- 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 22 号
- 第 203 回国会衆議院予算委員会会議録第 4 号
- 第 204 回国会衆議院厚生労働委員会会議録第 23 号

### 参照ホームページ

- 厚生労働省ホームページ「新型インフルエンザ対策行動計画・ガイドライン」のページ掲載の「新型インフルエンザ対策行動計画・ガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日最終改定）  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>（2021 年 7 月 22 日取得。）
- 出入国在留管理庁ホームページ掲載「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和 2 年 1 月 31 日付閣議了解）  
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004772.pdf>（2021 年 3 月 8 日取得。）
- 出入国在留管理庁ホームページ掲載 2021 年 8 月 24 日付「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>（2021 年 9 月 12 日取得。）
- 出入国在留管理庁ホームページ「新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況について（速報値）」のページ  
<https://www.moj.go.jp/isa/20200205.html>（2021 年 9 月 12 日取得。）
- 出入国在留管理庁「国会提出法案」のページ  
<https://www.moj.go.jp/isa/laws/bill/index.html>
- 内閣官房ホームページ、「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」のページ掲載の「新型インフルエンザ等ガイドライン」（平成 30 年 6 月一部改訂）  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/dai58/dai58.html>（2021 年 7 月 24 日取得。）
- 参議院ホームページ「議案情報」のページ  
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/203/meisai/m203090203009.htm>
- NHK ホームページ「特設サイト 新型コロナウイルス」のページ  
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data-all/>（2021 年 3 月 8 日取得。）

(2021 年 9 月 28 日受理)

(たなか こうすけ)